一二三　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　一六特15　二　三

一二四　原戸籍が滅失した件　一七　三

一二五　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件　一七　三

一二六　日本国に帰化を許可する件　一七　三

一二七　除籍の一部が滅失した件　一八　六

一二八　原戸籍の一部が滅失した件　二二　二

一二九　除籍の一部が滅失した件　二二　二

一三〇　除籍の一部が滅失した件　二二　二

一三一　戸籍の一部が滅失した件　二二　二

一三二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二二　二

一三三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二二　二

一三四　日本国に帰化を許可する件　二二　二

一三五　〃　二三　二

一三六　原戸籍の一部が滅失した件　二四　四

一三七　除籍の一部が滅失した件　二四　四

一三八　原戸籍が滅失した件　二四　五

一三九　除籍が滅失した件　二四　五

一四〇　日本国に帰化を許可する件　二四　五

一四一　除籍が滅失した件　二五　三

一四二　日本国に帰化を許可する件　二五　四

一四三　除籍の全部及び除籍の一部並びに原戸籍の一部が滅失した件　二九　三

一四四　日本国に帰化を許可する件　三〇　四

一四五　土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件　三一　五

一四六　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　三一　五

一四七　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三一　五

一四八　日本国に帰化を許可する件　三一　五

一四九　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件

○最高検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　六

○東京高等検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　六

○大阪高等検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○名古屋高等検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○広島高等検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○福岡高等検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○仙台高等検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○札幌高等検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○高松高等検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○東京地方検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○さいたま地方検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○横浜地方検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○千葉地方検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　七

○水戸地方検察庁

一　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　三一　66　八